

社会保障審議会 介護保険部会（第69回）	資料2
平成28年11月25日	

# 費用負担（総報酬割）

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 現状・課題

### 1. 介護保険部会における議論介護納付金の総報酬割に関する議論等

8月19日、10月19日の介護保険部会においては、主に以下のような総報酬割の導入に消極的な意見があった。

- ・ 現役世代にとって受益を伴わない負担増である
- ・ 国庫負担を健康保険組合に付け替えているのではないか
- ・ 順番として給付の重点化、効率化が先ではないか
- ・ 賃上げの努力をしている中で、タイミングが悪いのではないか。40代、50代は子育てや親の介護が必要な世代であり、負担を強めるべきではないのではないか。
- ・ 29年度から後期高齢者支援金の全面総報酬割が導入されるが、介護納付金も総報酬割となると二重に負担が発生する。

一方で、以下のような積極的な意見もあった。

- ・ 平均総報酬額には大きな違いがあるにもかかわらず、同額の負担をする仕組みは不合理ではないか。所得の少ない現役世代の負担軽減のためにも総報酬割を導入すべき。
- ・ 協会けんぽへの国庫補助は、報酬の高い健保組合や共済組合の保険料を抑えることとなっていたのではないか
- ・ 介護納付金の総額は予算ベースで決まるのであって、賃金が上昇したから必ずしもそれと比例して介護納付金が増えるということではない
- ・ 介護納付金は逆進性を有しており、負担能力に応じたものに変えていくべきではないか
- ・ 段階的導入や、国庫補助が削減された分は一部を健保組合の支援に回すこと等について検討が必要

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 論点

高齢化に伴い第2号被保険者の保険料負担が増大していく中で、「負担能力に応じて応分の負担を求める」という社会保障制度改革における考え方等を踏まえ、介護納付金の被用者保険者間の負担方法について、全面総報酬割を導入するべきではないか。

ただし、保険者の負担増については、激変緩和の観点から、その段階的な導入をはじめ、支援の在り方について検討が必要ではないか。